○総務省告示第二百九十一号

局 昭 及 和 電 六 波 び 構 + 法 内 --- 無 昭 年 線 郵 和 局 政 \mathcal{O} 省 + 申 告 五 請 示 年 第 法 \mathcal{O} 審 三 律 第 査 百 百 に 九 三十一 適 + 用 五 す 号 る 号) 受 陸 信 第 上 七 設 移 備 条 動 第一 業 \mathcal{O} 特 務 性 項 \mathcal{O} 第二 を 無 定 線 号 及 8 局 る 件 携 び 帯 第 移 兀 \mathcal{O} 動 号 業 部 \mathcal{O} を 務 規 次 定 \mathcal{O} を 無 \mathcal{O} 実 ょ 線 う 施 局 す 12 る 改 簡 正 易 た す 無 め、 る 線

令和元年十二月二十四日

0

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を付 L た部 分をこれ に 対 応す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の [] の記載は注記である。	[七~二十二 略] [七 [1・2 略] [「する受信設備の特性 [設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。)の無線局の審査に適用 信設備の特性 周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局及びローカル5G 【 周波数分割多元接続方式下の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交 【 ② (② (② (② (②) ② (②) ② (②) ② (②) ② (②) ②)	改 正 後
	[七~二十二 同上]	信設備の特性	改正前

〇総務省告示第二百九十二号

第 兀 電 百 波 法 + 六 昭 号 和 電 +波 五 法 年 第 法 六 律 条 第 百三十 第 七 項 --- \mathcal{O} 号) 規 定 第 に 六 基 条 第 づ き、 八 項 同 \mathcal{O} 項 各 規 定 号 に \mathcal{O} 無 基 線 づ き、 局 が 亚 使 用 成二 す + る 電 兀 波 年 総 \mathcal{O} 周 務 波 省 数 告 示 を

定 8 る 件) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0) 破 線 で 进 λ だ 部 分をこれ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 破 線 で 囲 λ だ 部 分 \mathcal{O} よう ĺZ 改 \Diamond る。

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ無無 無 線 局 1 電気通信業務を行うことを目的と 718MHzを超え748MHz以下 して陸上に開設する移動する無線局 9000MHzを超え915MHz以下	改 山 後 波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。 周 波 数 718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1710MLまを超え915MHz以下	[同左] 無 1 [同左]	赖	改 正 編 周 波 718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下
(一又は二以上の都道府県の区域の 1,710MHzを超え1,750MHz以下全部を含む区域をその移動範囲とす 2,010MHzを超え2,025MHz以下	を超え1,750MHz以下 を超え2,025MHz以下			1,710MHzを超え1,750MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下
るものに限る。) 2,645MHz	2,645MHzを超え2,655MHz以下			2,645MHzを超え2,655MHz以下
3, 400MHz	3,400MHzを超え3,480MHz以下			3,400MHzを超え3,480MHz以下
3, 600MHz	3,600MHzを超え4,100MHz以下			3,600MHzを超え4,100MHz以下
4, 500MHz	4,500Mbzを超え4,900Mbz以下			4,500MHzを超え4,900MHz以下
27GHz を超 28. 3GHzを	27GHzを超え28. 2GHz以下 28. 3GHzを超え29. 5GHz以下			27GHzを超え29. 5GHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的と 773MHzを	773MHzを超え803MHz以下	2 [同左]		773MHzを超え803MHz以下
して陸上に開設する移動しない無線 945MHzを超え960MHz以下	歯え960MHz以下			945MHzを超え960MHz以下
局であって、上欄に掲げる無線局を 1,805MHz	1,805MHzを超え1,845MHz以下			1,805MHzを超え1,845MHz以下
通信の相手方とするもの 1,860MHz	1,860MHzを超え1,880MHz以下 (注)			1,860MHzを超え1,880MHz以下
2,010MHz	2,010MHzを超え2,025MHz以下			2,010MHzを超え2,025MHz以下
2, 645MHz	2,645MHzを超え2,655MHz以下			2,645MHzを超え2,655MHz以下
3, 400MHz	3,400MHzを超え3,480MHz以下			3,400MHzを超え3,480MHz以下
3, 600MHz	3,600MHzを超え4,100MHz以下			3,600MHzを超え4,100MHz以下
4, 500MHz	を超え4,900MHz以下			4,500MHzを超え4,900MHz以下
27GHz を超	27GHzを超え28.2GHz以下			27GHzを超え29.5GHz以下
28. 3GHzを	28. 3GHzを超え29. 5GHz以下			
[3・4 略]		[3・4 同左]		
[注 略]		[注 同左]		

〇総務省告示第二百九十三号

事 別 \mathcal{O} 項 五 表 無 書 第 線 \mathcal{O} 等 規 局 号 定 免 \mathcal{O} 各 に \mathcal{O} 許 欄 基 手 づ 第 \mathcal{O} 続 き、 記 規 1 載 則 カ に 平 5 成 第 用 昭 三 和 1 8 る + ま + 年 で コ 総 五 K 別 年 務 電 省 表 無 告一 第 波 線 監 示 第 号 局 理 \equiv 委 \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 員 目 百 会 第 的 五. + 規 コ 1] 六 則 及 K 号 び 第 第 + 及 2 び 無 五. 号) 通 線 別 信 局 事 別 免 表 第二 項 許 表 第二 申 コ] 請 号 号 K 書 \mathcal{O} 等 兀 第 を 除 並 に 1 <_ 。 添 び カン 5 12 付 す 第 别 る を 表 5 定 無 第 ま で、 \Diamond 線 号 る 局

令和元年十二月二十四日

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で 井 λ だ 部 分 をこ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定

 \mathcal{O} 破 線 で 囲 λ だ 部 分 \bigcirc ょ う に 改 \Diamond る。

別表第23号 備考 |設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備の| LO5G 割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 | 設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備の | TDNR2 うち、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分 うち、ローカル5Gの無線局 表中の [] の記載は注記である。 無線設備の規格コード 瓦 改 正 Ш 後 展 网 니 [기 別表第23号 設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備 [同左] 屈 改 正 Ш 前 TDNR 2 [同左] П 7,

〇総務省告示第二百九十四号

き、 分 及 割 U 無 多 平 第 線 成三 設 元 接 項 備 第 続 十 規 則 方 式 年 号 昭 携 総 口 ` 帯 務 和 無 省 別 告 線 + 表 第 五 通 示 信 第二十三 年 号 を 電 行 第 波 う 監 12 無 号 \mathcal{O} 理 線 委 6 シ (2)員 局 会 \mathcal{O} ン コ 技 規 グ 及 術 則 ル U 第 的 丰 第 条 + Y 12 八 件 IJ \mathcal{O} 号) を ア 6 次 (3)周 第 波 \mathcal{O} 才 ょ 数 並 兀 う 分 + \mathcal{U} に 割 に 九 定 多 条 別 \otimes 元 \mathcal{O} 表 る 接 第 六 件 \equiv 0 続 号 + 方 式 \mathcal{O} 17 又 (3)第 部 は \mathcal{O} --- を 直 項 規 第二 次 交 定 \mathcal{O} 周 に 波 基 号 ょ う 数 づ 口

令和元年十二月二十四日

に

改

正

す

る

傍 次 線 \mathcal{O} を 表 付 に L ょ り、 た 部 分 改 正 \mathcal{O} ょ 前 う 欄 に 12 改 掲 め、 げ る 改 規 正 定 後 \mathcal{O} 欄 傍 に 線 撂 を 付 げ る L そ た 部 \mathcal{O} 標 分 を 記 部 分 れ に ニ に 対 応 重 傍 す 線 る 改 を 付 正 L 後 た 欄 規 12 定 撂 は げ る ک 規 れ 定

総

務

大

臣

高

市

早

苗

を

加

え

る。

 \mathcal{O}

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	一略] 一略] 一略] 一略] 一略] 一路 一世紀を超え二八・二起以下又は二八・三趾を超え二九・五趾以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信装置の技術的条件 「1」 「1」 「1」 「1」 「1」 「1」 「1」 「1	改正後
は注記である。	[一 同上]	改正前

〇総務省告示第二百九十五号

並 \mathcal{U} 無 線 に 第二 設 備 項 規 第二 則 号 昭 及 和 び 第 + \equiv 五. 号 年 電 \mathcal{O} 規 波 監 定 に 理 委 基 員 づ き、 会 規 令 則 第 和 + 元 八 年 号) 総 務 第 省 告 + 示 兀 第三 条 の 二 + 第一 号 項第二 (総 務 大 뭉 及 臣 が び 第三 別 に 告 号

示 す る 無 線 設 備 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分に二 重傍線 を付 L た 規 定 は、 ک れ を 加 え る。

備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[二 略] [二 略] [二 同上] (1	改正後
්ති	[同上]	改正前

〇総務省告示第二百九十六号

技 12 術 基 無 基 線 づ 準 き、 局 に 免 相 平 許 当 手 成 す + 続 る 五. 規 技 年 則 術 総 基 昭 務 準 省 和 告 に + 適 示 合 第 五 す 三 年 る 電 百 事 波 兀 実 監 + を 兀 理 定 号 委 \Diamond 員 会 る 外 件 規 玉 則 \mathcal{O} 無 \mathcal{O} 第 線 +部 五. 局 を 号) \mathcal{O} 次 無 \mathcal{O} 第 線 ょ 設 三 う + 備 12 が 改 電 条 正 波 第 す 法 る 第 項 \equiv 第 章 五 に 号 定 \mathcal{O} \Diamond 規 る 定

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

傍 対 規 象 線 定 次 規 を \mathcal{O} \mathcal{O} 定 付 傍 表 لح 線 に L た を ょ り、 規 付 7 定 移 L た 動 改 $\overline{}$ 以 L 部 正 下 分 前 改 欄 \mathcal{O} 正 対 ょ 12 後 象 う 掲 欄 規 に げ 定 る 12 改 規 撂 \Diamond 定 げ لح る 改 \mathcal{O} 1 う。 対 傍 正 象 線 前 欄 規 を 定 付 は 及 で び L 改 改 た 改 正 部 正 正 後 前 前 分 欄 欄 を 欄 に に に $\sum_{}$ れ 掲 対 応 12 n げ に る 順 L 7 次 対 対 応 掲 象 対 す げ 応 規 定 す る る を そ る ŧ 改 改 \mathcal{O} \mathcal{O} を 正 標 TF. 掲 後 後 記 げ 欄 欄 部 7 に 分 12 撂 撂 1 12 げ な げ 1 る 重 る

Ł

 \mathcal{O}

は

n

を

加

え

る

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	のる技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、次の各号に掲げる措置を行ったもののる技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実は、次の各号に掲げる措置を行ったものに限る。)であることとする。 「無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告」 「無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告」 「無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告」 「無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告」 「一無線設備が二方であることとする。 「1 次のいずれかの措置を行うこと 「一無線設備が当該各号に定める技術基準に選売した外国の法令に適合する についてといて当該外国の法令により確認すること 「2 同上] 「2 略] 「2 略] 「2 同上]	第一項の三に七	施行規則第十五条の三第二号(1)及び第七号の三(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二 9 施行規則日 施行規則第十五条の三第二号(2)及び第七号の三(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二 8 施行規則9 [略]	十二第二項に規定する技術基準	13に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規	に運用することができる者に限る。)であることとする。 用することができるれているもの(本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないよう いるもの(本邦内のに定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認さ める技術基準に準拠術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又はThird Generation Partnership Project		改正後
	同上] 同上] 同上] 同上] 同上]	[同上] 項及び第八項に規定する技術基準	施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 線設備規則第四十九条の二十九第一項、第項及び第八項に規定する技術基準 施行規則第十五条の三第二号(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三[同上]		同上]	用することができる者に限る。)であることとする。いるもの(本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されて術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告M・1457、M・1581又はM・2012に定	する技術基準に適合するとの事実は、当該無線において運用しようとする同項第一号の無線局無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許ム無線設備	改正

〇総務省告示第二百九十七号

12 び 基 第 無 線 づ 七 き、 設 項 備 平 第 規 則 成 兀 + 昭 +九 条 和 兀 年 \mathcal{O} + 総 + 五 務 省 九 年 告 第 電 波 示 監 第 項 兀 第 理 百 委 \equiv 号 員 会 +口 五 規 及 号 則 U 第 ハ 広 並 +帯 八 び 号) に 域 移 第 第 動 七 無 項 兀 線 並 + 九 ア U ク に 条 別 \mathcal{O} セ <u>-</u> 十 ス 表 第 シ ス 三 八 号 第 テ A 44 項 \mathcal{O} 及 無 第 U 線 45 局 号 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 口 無 定 及

令和元年十二月二十四日

線

設

備

 \mathcal{O}

技

術

的

条

件

を

次

 \mathcal{O}

よう

に

定

め

る

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る。

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 に 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 二 重 傍 線 を 付 L た 規 定 は、 ک れ を 加 え る。

備考	コロ 11	
表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字を使用した卸電気通信番号を使用した卸電気通信を受けた電気通信事業者を使用した卸電気通信で表述する端末設備を1000円と対象動無線アクセスシステムの無線局の無線設備を212に準拠する端末設備を1000円を100円と対象の提供を受けるもの者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信を受けた電気通信業務動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業者動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信事業者のではない。	改正後
した傍線は泣	数分割多元接続広 クを識別するため 受けた電気通信事 受けた電気通信事 受けた電気通信事 ではこの ない。 とだし、電気通信事 がら当該電気通信事 ないと ないと ないと ないと ないと はこの ないと ないと はこの ないと ないと はこの ないと ないと はこの ないと ないと ないと ないと ないと ないと ないと ないと ないと ないと	
圧記である。	[改正前

〇総務省告示第二百九十八号

第 第 兀 無 項 線 + 第 設 九 条 __ 備 号 \mathcal{O} 規 六 則 ホ \mathcal{O} \mathcal{O} 昭 + 規 定 第 和 に 基 + 項 づ 第 五. き、 年 号 電 波 キ <u>^</u>, 監 ヤ IJ 第 理 ア 兀 委 ア 員 + 会 グ 九 IJ 条 規 ゲ 則 \mathcal{O}] 六 第 + シ \mathcal{O} 十 二 八 日 号) ン 技 第二 術 第 匹 を 項 用 第 + 九 1 __ 号 条 7 行 \mathcal{O} ^ 六 及 0 て \mathcal{O} CK 第 九 は な 第 兀 5 + な 九 項 第 条 1 通 \mathcal{O} 号 信 十九 を 次

令和元年十二月二十四日

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \Diamond

る

総務大臣 高市 早苗

超 割 \mathcal{O} 人 ス え 電 又 多 テ シ は 波 ン Δ 元 八 グ を 広 接 \mathcal{O} 使 帯 無 続 ル 用 \equiv 線 丰 域 方 す 移 式 GHz ヤ 局 る IJ 動 以 が 又 ア t 無 下 丰 は \mathcal{O} 線 時 \mathcal{O} t 周 を 除 波 T 周 IJ 分 ア 割 波 数 ク <_ 。 数 ア 分 セ グ シ 割 ス \mathcal{O} 搬 多 シ IJ ン \mathcal{O} 送 元 ゲ グ ス 免 テ 波 接 ル 許 を 続 A シ 丰 人 \mathcal{O} 使 方 ヤ 日 式 を 基 用 ン IJ 提 す 技 ア 携 地 供 帯 る 術 周 局 波 無 主体とす 通 を 線 信 用 数 分 で 通 1 五. あ 7 割 信 る役 を行 0 行 多 七 五. 7 元 0 う 務 7 接 MHz無 を 携 は 続 \mathcal{O} 線 用 超 帯 な 方 え二、 に 無 5 式 局 供 線 広 な 及 す 帯 び 通 1 る 五 信 時 涌 域 t 移 分 九 を 信 行 \mathcal{O} 五. 動 割 は とす う 無 MHz• 以 基 線 直 八 下 地 交 ア ク 周 \mathcal{O} 局 セ 周 \mathcal{O} 波 数 免 GHz ス 波 シ 分 数 許 を

〇総務省告示第二百九十九号

五. 定 号 に 登 第 基 録 三 づ 検 き、 \mathcal{O} 査 \equiv 等 事 (2)平 成 業 \mathcal{O} 規 者 十 三 定 等 に 規 基 年 則 づ 総 < 平 務 成 登 省 録 告 九 年 検 示 第 郵 査 等 政 事 省 百 令 業 七 第 者 + 七 が 八 + 行 号 六 う 号) 登 検 査 録 第 検 \mathcal{O} 実 査 + 七 施 等 方 条 事 法 業 及 等 者 び 及 等 別 表 び 規 無 第 則 線 第 五. 一号第三 設 + 備 七 条 \mathcal{O} 総 及 \mathcal{O} \equiv 合 び 試 別 (2)験 表 \bigcirc \mathcal{O} 第 規

令和元年十二月二十四日

具

体

的

な

確

認

 \mathcal{O}

方

法

を

定

 \Diamond

る

件

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

よう

ĺ

改

正

す

る。

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺZ 改 め る。

備考 表中の [] の記載は注記である。	第1 無線局(船舶局、船舶地球局、携帯無線通信(設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G(設備規則第三条第十五号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局を除く。)の検査実施要領 [1~3 略] 第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領 [1~3 略]	改正後
	第1 無線局(船舶局、船舶地球局、携帯無線通信(設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動中継局を除く。)の検査実施要領 [1~3 同左] [第2 同左] [第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局の検査実施要領 [1~3 同左]	改正前

\bigcirc 総 務 省告 示 第三百 号

七 定 \mathcal{O} 具 号 に 登 第 体 基 録 的 三 検 づ き、 な \mathcal{O} 査 三 等 確 事 認 (2)平 成 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 規 者 十三 法 定 等 を に 規 定 基 年 則 \Diamond づ 総 平 < 務 件 登 省 成 録 告 九 年 \mathcal{O} 検 示 第 郵 査 部 等 政 を 省 事 百 令 次 業 七 第 \mathcal{O} 者 + 等 九 七 + が 号 に 六 行 改 号) う 登 正 点 録 第二十 す 検 検 る。 査 \mathcal{O} 実 等 施 条 事 方 業 及 法 者 び 等 等 別 及 規 表 第 び 則 無 第 七 号 線 第 設 + \equiv 条 備 及 \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 総 び 合 別 (2)試 \bigcirc 表 第 験 規

令 和 元 年 + 月 + 兀 日

る

ょ

う

総 務 大 臣 高 市 早 苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} よう ĺZ 改 め る。

4 口有间效炎市幅		3 不要発射の強度		2 スプリアス発射の強度	1 周波数	[1・2 略] 3 無線設備等 [一・一の二 略] 二 電気的特性	
い・4 略」 ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行 う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無 線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中	텣 귀 枢 ૣl・	[ア〜キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無 線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広 ####################################	ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広	のをいう。以下同じ。)を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム(設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G(設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。)の基地局にあっては、次のとおりとする。 [(ア)・(イ) 略]	具体的な点標の表地力な寺 [ア〜オ 略] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無 線通信(設備規則第3条第1号に規定するも		改正後
4 [FI/Z]		3 [同左]		2 [同左]	1 [同左]	[1・2 同左] 3 [同左] [一・一の二 同左] 二 [同左]	

[6~20 略] [注 略] [三 略]	5 空中線電力	
	[ア〜サ 略] ジ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無	
[6~20 同左] [注 同左] [三 同左]	5 [同左]	
	[ア〜サ 同左] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無 線通信を行う基地局及び陸上移動中継局 <u>並び に広帯域移動無線アクセスシステムの基地局 及び陸上移動中継局</u> にあっては、次のとおり とする。 [(ア)〜(ウ) 同左]	<u>町円継向</u> のうちャンネル内に設置された無線 設備であつて、直接測定を行うことが困難な ものについては、空中線から輻射される電波 を測定する。

〇総務省告示第三百一号

電 波 法 昭 和 + 五 年 法 律 第百三十一 号) 第二十 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に基づ き、 周 波 数 割 当 計 画 平

成二十 兀 年 総 務 省 告 示 第 兀 百 七 + -号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う ĺZ 変 更す る。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で 囲 λ だ 部 分を これ に 順 次 対 応 す る 変 更 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 破 線 で 进 λ だ 部 分 \mathcal{O} ょ う ĺ 改 め、 変 更 前 欄 に 掲 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に 二 重 下 線 を 付 L た 規 定 は

これを削る。

								_			_		[器]		[器]										[器]		[器]		[第1表		$[1 \sim 7$	第2 周	
		J 251	28. 2—28. 3							51	J 250 J 2	27.5-28.2	[略]		国内	•	[網各]	J 94	2595 - 2655		J 94	2575—2595	J 94	2545-2575	_[略]		国内	-	器]		略]	周波数割当表	
移動	49	宇宙) J 206 J 2	固定衛星(地球から			固定 J 252			移動	49	2 字宙) J 206 J 2	固定衛星(地球から	_[略]	(4)	国内分配(GHz)	第3表	[略]	 ○ 	移動(航空移動を除		^ °)	移動(航空移動を除	< 。) J 148	移動(航空移動を除		(4)	国内分配(MHz)	第2表 27		周波			変
電気通信業務用 公土業務用		公共業務用	電気通信業務用	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用			電気通信業務用		公共業務用	電気通信業務用	_[略]	(5)	無線局の目的	10GHz-275GHz	[略]		電気通信業務用	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用		電気通信業務用	_ [略]	(5)	無線局の目的	27. 5MHz — 10000MHz		周波数割当表			更後
								は別表10-3による。	携帯無線通信用とし、割当て				_ [略]	(6)	周波数の使用に関する条件		[略]	テム用とする。	広帯域移動無線アクセスシス		テム用とする。	広帯域移動無線アクセスシス	テム用とする。	広帯域移動無線アクセスシス	[略]	(6)	周波数の使用に関する条件						
												左]		左]		1								左]		左]]	[第1表		$\lceil 1 \sim$	第 2	
		<u></u>		<u> </u>	<u> </u>	<u></u>			<u></u>	51	J 250 J 2	27.5-28.5	同 [[同左]		国国人	-	[同左]		<u></u>	· <u></u>			J 94	2545—2655	同 _ [[同左]		国 国内	-	表 同左]		~7 同左]	周波数割当表	
						固定 J 252			移動	32 J 249	宇宙	固定衛星(地球から	[同左]	(4)	分配 (GHz)	第3表	[同左]						<.) J 148	移動(航空移動を除]_[同左]	(4)	分配(MHz)	第2表 27		周初			変
				一般業務用	公共業務用	電気通信業務用	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用		公共業務用	電気通信業務用	_[同左]	(5)	無線局の目的	10GHz — 275GHz	[同左]							電気通信業務用	_[同左]	(5)	無線局の目的	27. 5MHz — 10000MHz		周波数割当表			更前
							別表10-3による。	帯無線通信用とし、割当ては	電気通信業務用での使用は携				. [同左]	(6)	周波数の使用に関する条件		[同左]					-4による。	テム用とし、割当ては別表10	広帯域移動無線アクセスシス		(6)	周波数の使用に関する条件	Z					

[注 略]		[別表11-1~別表11-3 略]						[削る]	[別表 1 ~別表10-3 略]	[J 1∼J295 略]		[略] [略]			固定			移動	32 J 249	J 251 宇宙)	28.3-28.5 固定衛星			固定	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	国際周波数分配の脚注										国内周波数分配の脚注	[略]	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用	19	J 206 J 2 公共業務用	! (地球から 電気通信業務用	一般業務用	公共業務用	電気通信業務用	一般業務用
[注 同左]		[別表11-1~別表11-3 同	区域における公共の福祉の	* この周波数の使用は、無	2595MHzを超え2645MHz以下	2575MHzを超え2595MHz以下*	2545MHz を超え2575MHz以下	<u> 別表 10 - 4</u> 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表	[別表1~別表10-3 同左]	[J 1~J 295 同左]															
	国際周波数分配の脚注	同左]	区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。	この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象		*		アクセスシステム用の周波数表			国内周波数分配の脚注														